

里山再生モデル事業最終とりまとめ

令和 2 年 1 1 月 6 日
里山再生モデル事業連絡会議

1. 背景・現状

- 平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省でとりまとめた「福島¹の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住民が身近に利用してきた住居周辺の里山の再生（住民が安心して利用できるような環境づくり）を進めるための取組の一環として、里山再生モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施することとした。
- モデル事業は、避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域にある福島県内の 17 市町村¹を対象地域として、市町村の要望を踏まえ選定した 14 のモデル地区²（各市町村 1 か所）において、住民の安全・安心の確保に資する取組である除染・森林整備・線量測定を組み合わせ実施し、令和 2 年 6 月までに全てのモデル地区で事業を完了したところ。
- 令和 2 年 1 月にその時点におけるモデル事業の結果を整理し中間とりまとめを行ったところであるが、今般、14 のモデル地区全てにおける事業の結果を整理したため、里山再生モデル事業の最終とりまとめを行うもの。

2. モデル事業における成果

（1）各構成事業の成果

①除染

- 森林の土壌流出や地力低下等を避ける観点から、堆積物除去や残渣除去の手法により除染を実施した。また、一部のモデル地区では、表土削り取りの手法により除染を実施した。
- 除染を実施した箇所³の空間線量率は、概ね、放射性セシウムの物理学的減衰を上回る低減がみられた。また、低減率には、約 2.9%（物理学的減衰 0.7%）～約 61%（同 5.6%）と幅がみられた。
- 低減率が特に低かったケースは、モデル事業実施前に除染を実施済みであった

¹ いわき市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

² 第二親子の森（川俣町）、J ヴィレッジスタジアム周辺（広野町）、かわうち保育園周辺（川内村）、村営住宅団地周辺（葛尾村）、玉野集落周辺（相馬市）、観音丘陵遊歩道周辺（二本松市）、雨乞山（伊達市）、グリーンフィールド富岡周辺（富岡町）、立野地区（浪江町）、村民の森あいの沢周辺（飯館村）、五十人山（田村市）、国見山森林公園（南相馬市）、檜葉まなび館周辺（檜葉町）、頭森公園周辺（大熊町）

ため低減効果が限定的であったこと、低減率が特に高かったケースは、平坦な広がりのある場所で土壌流出のおそれがないため表土の削り取りが可能であったこと、といった事情が考えられる。

②森林整備

- 間伐、作業道作設、丸太筋工の設置等を実施した。
- 間伐等の森林整備により、下層植生の繁茂等による表土流出の抑制や、景観が整備され安全・安心・快適に利用できる森林空間への変化など、森林の公益的機能の向上が図られた。
- 今回の森林整備によって、地域の雇用が生まれ、林業活動の継続が図られた。

③線量測定

- 空間線量率のメッシュ測定・歩行サーベイ、住民等の実際の利用や滞在時間を想定した個人被ばく線量の測定等を実施した。
- 線量測定により、モデル地区の場所ごとの放射線量や立ち入る際の目安となる個人被ばく線量の把握が可能となった。

(2) モデル事業としての成果

- 除染と森林整備と線量測定を組み合わせることで、放射線量が低減するとともに安全・安心・快適に利用できる森林空間へ変化し、さらに放射線量や利用による個人被ばく線量の把握が可能となった結果、散策や犬の散歩等の利用が促進されたほか、ほだ場としての利活用や登山等の利用再開に向けた環境整備が進んでいるケースが確認された。
- 既に放射線量が低いものの放射線への不安等から人の立ち入り等が滞っていたモデル地区では、森林整備と線量測定を組み合わせることで、森林整備による安全・安心・快適に散策できる森林空間への変化及び線量測定による放射線量等の把握により、小学生の通学路や保育園児の散策コースとして利用されているケースが確認された。
- 既に森林整備が行き届いていたモデル地区では、除染と線量測定を組み合わせることで、除染による放射線量の低減と線量測定による放射線量等の把握により山開きに向けた環境整備が進んだケース等が確認された。
- 以上のとおり、同一の里山において構成事業を組み合わせることで、住民による利活用の促進が図られていることから、総合的に見れば里山の再生に寄与したと考えられる。

3. モデル事業における課題

モデル事業は、上述のとおり総合的に見れば里山の再生に寄与していると考えられるが、その一方で、事業を実施するなかで以下の課題等もみられた。

(1) 対象地域について

- 福島県内の森林の放射線量は、時間とともに低減してきているものの、放射線

量が高い森林がモデル事業の対象である 17 市町村以外にも残存している。

- 市町村によって森林の放射線量や森林整備の状況は異なり、また、モデル事業による放射線量の低減を引き続き求めている市町村もある一方で、今後は間伐等の森林整備を優先する意向の市町村もあるなど、里山の再生に係る要望について、差異があった。

(2) 事業内容について

- モデル事業は除染・森林整備・線量測定 of 3つの事業を組み合わせ実施してきたが、あるモデル地区では森林整備が既に行き届いており、間伐が必要な場所が限定された。また、あるモデル地区では放射線量が既に低いレベルになっており、除染の対象となる場所が限定された。このように、3つ全ての事業の実施が必ずしも必要とされないケースがあった。
- モデル事業は地元の要望を踏まえ選定したモデル地区において実施しているものであるが、モデル事業の実施によって散策等に適した環境になったものの、散策に使われていた橋が崩壊したままになっているなど、管理が十分に行われていないことにより、現時点では住民の利用の促進に結びついていないケースがあった。
- 遊歩道等の人が立ち入る範囲が不明確又は人が立ち入る範囲に比して区域設定が過大であったために、除染と森林整備の手法・施工範囲が的確なものにならず、結果としてモデル事業の実施がモデル地区である里山の再生に資するものであったかどうか判断が困難なケースがあった。
- モデル事業による放射線量の低減の程度について、市町村との認識の共有が必ずしも十分でなかったため、地元が期待していた程には線量が下がらないことについて不満を示されるケースがあった。

(3) 実施体制について

- 福島県から、国直轄事業も含め要望のとりまとめ、事前確認及び連絡調整等を行う旨の提案がなされた。
- モデル事業は、各省庁の既存の予算を組み合わせ実施しているところ、事業の実施段階において、各事業主体間の情報共有や連絡調整が緊密に行われていないという指摘があるなど、連携体制の確保が十分でないケースがあった。

(4) 実施期間について

- モデル地区の選定以降、除染・森林整備・線量測定のそれぞれについて、実施内容や実施箇所に係る市町村との調整・各事業間の施工重複排除の調整を図る必要があったため、実際の実施には相応の時間を要し、3年間かかるケースもあった。

4. モデル事業における成果・課題等を踏まえた対策

(1) 総論

モデル事業の成果・課題等を踏まえた今後の福島の里山の再生に向けた対策の方向性は次のとおり。

- モデル事業は、総合的に見れば里山の再生に寄与していると考えられる。福島県は面積の約7割が森林となっており、モデル地区以外にも日常的に散策等で利用されていた里山が多数存在していると考えられることからすれば、引き続き里山の再生に向けた取組を継続していく必要がある。
- モデル事業においては、地元の要望を踏まえ、様々な様態の里山をモデル地区として選定し事業を実施しているところ、その結果から得られた知見をもとに、効果が見込める里山においてよりの確な形で実施していくことが重要である。
- このことから、モデル事業と同様に、住民が身近に利用してきた住居周辺の里山において、住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせる形で実施するとともに、モデル事業においてみられた課題に対応し得るよう、実施内容等を充実することとする。
- このため、「里山再生モデル事業中間とりまとめ（令和2年1月24日復興庁・農林水産省・環境省）」でも示したとおり、令和2年度から、「里山再生事業」として事業を開始することとする。

(2) 各論

「里山再生事業」の具体的な内容については、以下のとおり。

①対象地域

- 本事業は、避難指示区域又は汚染状況重点調査地域（既に解除された区域も含む。）のある福島県内の市町村を対象地域とする。
- 事業地の箇所数は、各市町村において複数箇所での実施も可能とする。

②事業内容

- 本事業の構成事業は、引き続き、除染・森林整備・線量測定とし、市町村の要望に応じて、このうちの2つ又は3つの構成事業を組み合わせる。また、市町村の要望に応じ、例えば、避難指示に伴い維持管理が行えなかった市町村の利用施設の修繕や、里山の利用に伴う個人被ばく線量に関するリスクコミュニケーションの取組等里山の再生に資する追加的な支援メニューを検討する。
- 本事業の実施に当たって次のとおり要件を設けることとする。
 - 1 事業効果を維持する観点から、事業実施後に住民等の利用及び地域の実情に応じた適切な管理が見込まれること
 - 2 実施する構成事業に効果（放射線量の低減、森林の公益的機能の向上等）が見込まれること
 - 3 対象とし得る里山（森林公園、遊歩道、キャンプ場等）の利用形態から見て、区域の設定が合理的であること

③実施体制

- 実施要望の調整に当たっては、福島県において、関係省庁と相談しながら、国直轄事業も含め要望のとりまとめ、事前確認及び連絡調整等を行う。
- 事業案の策定に当たっては、福島県は県全体の総合的視点及び本事業の実施要件等を踏まえ、各市町村の要望が適切な内容となるよう、指導助言を行う。
- 事業の実施に当たっては、関係省庁及び福島県は協議体を設置し、事業地の選定、事業内容及びスケジュール等の各事業実施主体間における情報共有を行うとともに、所要の連絡・調整を行う。

④実施期間

- 個々の事業地における本事業の実施期間は、概ね3年間とする。

5. その他

○モデル地区の今後の利用促進等は、モデル地区の管理主体が担うことが期待される場所であるが、一部には、モデル事業の完了後も国の関与を求める意見がある。このため、事業が完了した後においても、モデル地区の整備状況を発信するなど、利用促進に向けた必要なフォローアップを市町村の要望に応じ検討する。

以上